

宮城県健康影響に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1 福島第一原子力発電所事故に伴い拡散した放射性物質が県民の健康に与える影響や、本県における今後の対応策について学識経験者の意見を聴取するため、宮城県健康影響に関する有識者会議（以下「有識者会」という。）を開催する。

(構成等)

第2 有識者会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって開催する。

- 2 有識者会には、構成員の互選により定める議長を置く。
- 3 議長は、有識者会の会議において座長となる。

(会議等)

第3 有識者会は、宮城県保健福祉部長（以下「部長」という。）が招集する。

- 2 部長は、必要があると認めるときは、有識者会に構成員以外の者を出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第4 有識者会の庶務は、宮城県保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、有識者会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2関係）

（五十音順，敬称略）

氏名	所属・職名	備考
石井 慶造	東北大学大学院工学研究科 教授 東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター長	
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授	
久道 茂	財団法人宮城県対がん協会長	
藤盛 啓成	東北大学病院乳腺内分泌外科准教授	
山田 章吾	財団法人杜の都産業保健会理事長	